

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

有価証券の取得価額

Q : 当社は、この度、証券会社を通じて社債を購入しました。その際、購入代価のほかに証券会社への手数料と経過利子相当額を支払ったのですが、これらの金額はすべて社債の取得価額になるのでしょうか。

A : 手数料は取得価額に含めることとなりますが、経過利子相当額は前払金として処理することができます。

【解説】

購入した有価証券の取得価額は、その購入代価はもちろんのこと、その購入手数料など有価証券を購入するために要した費用も含める必要があります。ただし、購入のために要した費用のうち、通信費や名義書換料については一般的に少額であることから、取得価額に含めないでよいことになっています。

また、社債等をその利子の計算期間の途中で購入する場合には、購入代価のほかに直前の利払期から購入時までの期間に対応する利子相当額を支払うのが通常です。この利子相当額は、原則として、取得価額に算入すべきものですが、取得価額に含めないで、債券の購入後最初に到来する利払期まで、前払金として処理したときは、これを認めることとされています。これは、取得価額に算入することになると、利払期の到来により利子を収入した場合には、その直前の利払期から購入時までの経過期間分も含めて全額が益金に算入され、購入に際して支払った利子相当額は、償還又は譲渡するまで損金に算入されないことになり、実情に即さないためです。

